

許 可 基 準 等
(岡山市屋外広告物規則別表)

別表第1（第5条関係）

適用除外の基準

1 公益的施設等への寄贈者名等表示広告の禁止地域、禁止物件及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区 分 | 条例第8条第1項第4号の基準 | |
|---------|--|---------|
| | 禁 止 地 域 | 許 可 地 域 |
| 個 数 | 1個 | |
| 表 示 面 積 | 表示の方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の10分の1以下、かつ、0.5平方メートル以下 | |
| 色 彩 | 地色は、けばけばしい色を使用していないこと。 | 特に定めない。 |
| 表 示 方 法 | 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | |

備考 この表に掲げる基準のほか、別表第2の一般基準を満たすこと。

2 自家広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区 分 | 条例第8条第2項第1号の基準 | |
|--------------------|--|------------|
| | 禁 止 地 域 | 許 可 地 域 |
| 1 事業所当たりの表示合計面積 | 5平方メートル以下 | 10平方メートル以下 |
| 設 置 場 所 | 1 建物（屋上を除く。）及び敷地内 2 敷地の外に突き出さないこと。 | |
| 1 事業所当たりの突出し広告物の個数 | 1個 | 特に定めない。 |
| 1 壁面の利用割合限度 | 2分の1以下 | |
| 色 彩 | 1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 | 特に定めない。 |
| 表 示 方 法 | 1 ネオン管を使用していないこと。 2 照明は、点滅しないこと。 3 回転灯を使用していないこと。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | 特に定めない。 |

備考

- 1 条例第4条第1項第14号の規定のみにより禁止地域とされた学校及び病院については、右欄の基準を適用する。
- 2 この表に掲げる基準のほか、この表に定めのない基準については、別表第2の許可基準（禁止地域にあつては、第1種許可地域の基準）を満たすこと。

3 管理広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区 分 | | 条例第8条第2項第2号の基準 | |
|--------------------------|-----------------|--|---|
| | | 禁 止 地 域 | 許 可 地 域 |
| 土地又は建築物の管理のために必要な広告物 | 表示合計面積 | 5平方メートル以下 | 10平方メートル以下 |
| | 設置場所 | 1 建物（屋上を除く。）及び敷地内 2 敷地の外に突き出さないこと。 | |
| | 広告物等の上端の地上からの高さ | 3メートル以下。ただし、建築物等の壁面に表示するものについては、この限りでない。 | |
| 工作物その他の物件の管理のために必要な広告物 | 表示面積 | 表示の方向から見た場合における工作物その他の物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の5分の1以下、かつ、5平方メートル以下 | 表示の方向から見た場合における工作物その他の物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の5分の1以下、かつ、10平方メートル以下 |
| (共通) | 個 数 | 1個 | 2個以下 |
| | 色 彩 | 1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 | 特に定めない。 |
| | | 危害防止のためのものについては、この限りでない。 | |
| | 表示方法 | 1 ネオン管を使用していないこと。 2 照明は、点滅しないこと。 3 回転灯を使用していないこと。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | 特に定めない。 |
| 危害防止のためのものについては、この限りでない。 | | | |

備考 この表に掲げる基準のほか、別表第2の一般基準を満たすこと。

4 冠婚葬祭、祭礼等一時的広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区 分 | 条例第8条第2項第3号の基準 | |
|---------|---|---------|
| | 禁 止 地 域 | 許 可 地 域 |
| 表 示 期 間 | 2週間以内（市長が特にやむを得ないと認めるときは、1月以内で市長が定める期間） | |

5 講演会等会場敷地内広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

| 区 分 | 条例第8条第2項第4号の基準 | |
|---------------|--|---------|
| | 禁 止 地 域 | 許 可 地 域 |
| 広 告 物 等 の 種 類 | 屋上広告物以外の広告物等であること。 | |
| 表 示 内 容 | 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）を表示するものであること。 | |
| 表 示 期 間 | 開催される日の5日前から終了する日まで | |
| 表 示 方 法 | 広告旗は、道路の路肩から5メートル以内に設置する場合には、相互の間隔を5メートル以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合は、この限りでない。 | |

6 自家広告の禁止地域における適用除外・許可基準

| 区 分 | 条例第8条第3項第1号の基準 | |
|-----------------|--|--|
| | 禁 止 地 域 | |
| 1 事業所当たりの表示合計面積 | 10平方メートル以下 | |
| 設 置 場 所 | 1 建物（屋上を除く。）及び敷地内 2 敷地の外に突き出さないこと。 | |
| 1 壁面の利用割合限度 | 2分の1以下 | |
| 色 彩 | 1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 | |
| 表 示 方 法 | 1 ネオン管を使用していないこと。 2 照明は、点滅しないこと。 3 回転灯を使用していないこと。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | |

備考

- 1 条例第4条第1項第14号の規定のみにより禁止地域とされた学校及び病院については、別表第2の許可基準を適用する。
- 2 この表に掲げる基準のほか、この表に定めのない基準については、別表第2の第1種許可地域の基準を満たすこと（備考1に該当する広告物等を除く。）。

7 道標、案内図板等の禁止地域における適用除外・許可基準

| 区 分 | | 条例第8条第3項第2号の基準 | |
|--------------|-----------------------|--|--|
| | | 禁 止 地 域 | |
| 近隣店舗等案内広告 | 表示内容等 | 1 禁止地域及び禁止地域から1キロメートル以内の区域内にある店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合で、良好な景観又は風致を害さないときに限る。 2 名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。 | |
| | 表示面積 | 1表示面0.5平方メートル以下、かつ、1平方メートル以下 | |
| | 表示面積 (集合広告の場合に限る。) | 1表示面1平方メートル以下、かつ、2平方メートル以下 | |
| | 個 数 | 当該禁止地域につき2個以下 | |
| | 形 状 | 長方形 | |
| その他の道標、案内図板等 | 表示面積 | 2平方メートル以下 | |
| | 寄贈者名等の表示割合 | 1面の10分の1以下 | |
| | 表示内容 | 商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。 | |
| (共 通) | 上端の高さ | 道路面から3メートル以下 | |
| | 色 彩 | 1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 | |
| | 表示方法 | 1 ネオン管を使用していないこと。 2 照明は、点滅しないこと。 3 回転灯を使用していないこと。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | |

備考 この表に掲げる基準のほか、別表第2の一般基準を満たすこと。

8 自家広告の禁止物件における適用除外基準

| 区 分 | | 条例第8条第5項第1号の基準 | |
|-------------------------|------|--------------------------|--------------------------|
| | | 禁 止 地 域 | 許 可 地 域 |
| 石垣及び擁壁の類 | 表示面積 | 禁止 | 1壁面の4分の1以下、かつ、30平方メートル以下 |
| 送電塔、送受信塔及び照明塔の類 | 表示面積 | 2平方メートル以下 | 10平方メートル以下 |
| 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類 | 表示面積 | 垂直断面の4分の1以下、かつ、5平方メートル以下 | 垂直断面の4分の1以下 |

別表第2（第10条関係）

許可基準

1 一般基準

- (1) 周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあっては、当該建造物又は景観を遮へいすることなく、かつ、周囲の景観に調和していること。
- (2) 裏面、側面及び脚部は、原則として塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。
- (3) ネオン管その他の照明を使用する広告物等は、昼間においても美観風致を害さないこと。

2 第1種許可地域共通許可基準

| 区 域 | 共 通 許 可 基 準 |
|-----------|--|
| 第1種許可地域全域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 |

3 新幹線、高速道路等沿線区域共通許可基準

| 区 域 | 共 通 許 可 基 準 |
|--|--|
| 高速道路又は旧有料道路から展望することができる両側各100メートル以内の区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 山陽新幹線又は高速道路から展望することができる両側各500メートル以内の区域（第3種許可地域を除く。） 2 旧有料道路から展望することができる両側各100メートル以内の区域（第3種許可地域を除く。） | <p>建物利用広告物及び建物敷地内広告物を表示し、又は設置してはならない。ただし、次に掲げる広告物等又は地域については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自家広告（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等をいう。以下同じ。） 2 商工業系用途地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。以下同じ。） 3 山陽新幹線、高速道路又は旧有料道路から全く展望することができない壁面（建築物の壁面及び屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。以下同じ。）の壁面に限る。）に表示する広告物等 |

備考

- 1 この表において「高速道路」とは、山陽自動車道及び中国横断自動車道をいう。
- 2 この表において「旧有料道路」とは、岡山ブルーライン（旧東備西播開発有料道路（県道寒河本庄岡山線））をいう。

4 広告物等の種類ごとの基準

| 広告物等の種類 | | 区 分 | 許 可 基 準 | | |
|-------------|--------|--|---|---|---|
| | | | 第1種許可地域 | 第2種許可地域 | 第3種許可地域 |
| 建物利用 広告物 | 屋上広告物 | 許可する地域 | 禁 止 | 全域。ただし、新幹線・高速道路等沿線区域共通許可基準を満たすこと。 | 全 域 |
| | | 表示面積 | 禁 止 | 60平方メートル以下 | 特に定めない。 |
| | | 広告物の上端の地上からの高さ | 禁 止 | 46メートル（木造の建築物にあっては、10メートル）以下 | 51メートル（木造の建築物にあっては、10メートル）以下 |
| | | | 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示するため、自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場又は建築物に表示する広告物等で、次の要件に該当するものについては、高さの限度を超えて表示することができる。 1 屋上構造物の壁面に文字、数字又は商標を縦3メートル以下の箱文字により表示していること。 2 ネオン管を使用していないこと。 3 広告物等の照明は、点滅しないこと。 4 高さの限度を超えて表示する広告物等が1壁面に1個であること。 | | |
| | | 広告物等の高さ | 禁 止 | 地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下、かつ、20メートル以下 | 地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下、かつ、20メートル以下 |
| | 表示方法等 | 屋上構造物の上に設置する場合は、屋上構造物の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さを含めず、広告物等の高さを含めるものとする。ただし、屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合で、屋上構造物の壁面の延長面から突き出していないときは、この限りでない。 1 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面から突き出さないこと。 2 支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー等により遮へいしていること。 3 屋上構造物に設置する場合は、屋上構造物の壁面の延長面から突き出すときは、突き出た部分と屋上との間をルーバー等により遮へいしていること。 4 屋根に直接描出し、又は広告物等の裏面全部を屋根に密着させるものについては、壁面広告物の基準も満たすこと。 | | | |
| | 突出し広告物 | 広告物等の上端の地上からの高さ | 31メートル以下 | 46メートル以下 | 51メートル以下 |
| | | 個 数 | 1壁面に2列以下。一方の面が0.5平方メートル以下のものについては、この限りでない。 | | |
| | | 壁面からの出幅 | 1 1.5メートル以下であること。 2 同じ列に設置するものは、その出幅が同じであること。 3 道路上に突き出す場合は、道路の境界線から0.6メートル（歩道上にあっては1メートル）未満であること。 | | |
| | | 道路面からの広告物等の下端の高さ | 歩道上にあっては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上又は車道上にあっては4.5メートル以上 | | |

| | | | | | |
|--------------|----------------------------|---|--|----------------------------------|----------------------------------|
| | 表示方法 | 建築物の上端から突き出さないこと。 | | | |
| 壁面広告物 | 1壁面の利用割合限度 (1壁面の面積) | | | | |
| | 100平方メートル未満 | 4分の1以下 | 3分の1以下 | 2分の1以下 | |
| | 100平方メートル以上 200平方メートル未満 | 5分の1以下又は 25平方メートル以下 | 4分の1以下又は 34平方メートル以下 | 3分の1以下又は 50平方メートル以下 | |
| | 200平方メートル以上 | 6分の1以下又は 40平方メートル以下 | 5分の1以下又は 50平方メートル以下 | 4分の1以下又は 67平方メートル以下 | |
| | 広告物等の上端の 地上からの高さ | 31メートル以下 | 46メートル以下 | 51メートル以下 | |
| | 個数 | 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示するため、自己の住所若しくは事業所、営業所若しくは作業場又は建築物に表示する広告物等で、次の要件に該当するものについては、高さの限度を超えて表示することができる。 1 壁面に文字、数字又は商標を縦3メートル以下の箱文字により表示していること。 2 ネオン管を使用していないこと。 3 広告物等の照明は、点滅しないこと。 4 高さの限度を超えて表示する広告物等が1壁面に1個であること。 | | | |
| | 表示方法 | 1 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 2 窓その他の開口部をふさがないこと。 | | | |
| 壁面利用 懸垂幕 | 1壁面に表示することができる個数 | 1個 | 2個以下 | 4個以下 | |
| | | 意匠及び広告文が同一のものは、1個であること。 | | | |
| | 規格 | 長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下 | | | |
| | 表示方法 | 1壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは、壁面広告物の基準を満たすこと。 | | | |
| 懸垂幕 掲出装置 | 表示内容等 | 自己の店舗、事業所等の建築物の壁面に自己の営業内容等を表示する懸垂幕を掲出する装置に限る。 | | | |
| | 表示方法 | 1壁面に表示することができる個数、規格、1壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは、壁面利用懸垂幕の基準を満たすこと。 | | | |
| 建物敷地内 広告物 | 広告板塔 | 表示面積 (集合広告の 場合を含む。) | 1表示面5平方メートル以下、かつ、 10平方メートル以下 | 1表示面25平方メートル以下、かつ、 50平方メートル以下 | 1表示面35平方メートル以下、かつ、 70平方メートル以下 |
| | | 高さ | 6メートル以下 | 10メートル以下 | 15メートル以下 |
| | 垣、塀広告物 | 表示方法 | 1 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 2 突出し広告物及び壁面広告物の基準を満たすこと。 | | |
| | 広告旗 | 設置場所 | 道路の路肩から5メートル以内に設置する場合は、相互の間隔を5メートル以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合は、この限りでない。 | | |
| | | 許可期間 | 1月以内 | | |
| | 色彩 | 1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 自家広告、商業地域並びにのぼり及び旗については、この限りでない。 | | | |

| | | | | | |
|----------|-----------------------|--|---|----------------------------|----------------------------|
| | (共通) | 表示方法 | 1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 自家広告、商業地域並びに広告旗については、この限りでない。 | | |
| 野立広告物 | 許可する地域 | 禁止 | 商工業系用途地域に限る。 | 全域 | |
| | 表示面積 (集合広告の場合を含む。) | 1表示面25平方メートル以下、かつ、50平方メートル以下 | | | |
| | 広告物等の高さ | 10メートル以下 | | | |
| | 道路からの後退距離 | 2メートル以上。ただし、商業地域については、この限りでない。 | | | |
| | 野立広告物間の距離 | 5メートル以上。ただし、商業地域については、この限りでない。 | | | |
| | 色彩 | 1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 商業地域並びに広告旗については、この限りでない。 | | | |
| | 表示方法 | 1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 商業地域並びに広告旗については、この限りでない。 | | | |
| | 許可期間 | 広告旗については、1月以内 | | | |
| 道標、案内図板等 | 近隣店舗等案内広告 | 表示内容等 | 1 近隣(本市又は本市に隣接する市町村の区域をいう。)の店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合に限る。 2 名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導するのに必要な最小限の事項(商品名を除く。)を表示するものであること。 | | |
| | | 形状 | 長方形 | | |
| | | 表示面積 | 1表示面0.5平方メートル以下、かつ、1平方メートル以下 | 1表示面1平方メートル以下、かつ、2平方メートル以下 | 1表示面2平方メートル以下、かつ、4平方メートル以下 |
| | その他の道標、案内図板等 | 表示面積 (集合広告の場合に限る。) | 1表示面1平方メートル以下、かつ、2平方メートル以下 | 1表示面2平方メートル以下、かつ、4平方メートル以下 | 1表示面3平方メートル以下、かつ、6平方メートル以下 |
| | | 表示面積 | 4平方メートル以下 | 6平方メートル以下 | 6平方メートル以下 |
| | | 寄贈者名等の表示割合 | 1面の10分の1以下 | | |
| | | 表示内容 | 商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。 | | |
| | | 上端の高さ | 道路面から3メートル以下 | | |
| | 色彩 | 1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。 | | | |

| | | | | |
|----------------|---------|-------------------------------|---|---|
| | (共通) | | 商業地域については、この限りでない。 | |
| | | 表示方法 | 1 ネオン管その他の広告物等の照明は、点滅しないこと。 2 回転灯を使用していないこと。 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 商業地域については、この限りでない。 | |
| はり紙及びはり札等 | | 表示内容 | 政治活動、文化活動 その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。 | 政治活動、文化活動 その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。 |
| | | 表示面積 | 1平方メートル以下 | |
| | | 表示方法 | はり紙は、糊ばりしないこと。 | |
| | | 許可期間 | 1月(政治活動のために表示するものについては3月)以内 | |
| 立 看 板 | | 表示内容 | 政治活動、文化活動 その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。 | 政治活動、文化活動 その他営利を目的としない活動のために表示するものに限る。 |
| | | 規 格 | 縦2メートル以下、横1メートル以下、脚部の長さ0.5メートル以下 | |
| | | 許可期間 | 1月以内 | |
| 電柱類広告物 | 袖 付 け | 個 数 | 1本につき1個 | |
| | | 規 格 | 縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下 | |
| | | 下 端 の 高 さ | 歩道上又は道路上以外の場所にあつては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上又は車道上にあつては4.5メートル以上 | |
| | | 表 示 方 法 | 歩車道の区別のある道路にあつては、車道に突き出さないこと。 | |
| | 巻 付 け | 個 数 | 1本につき1個。1平方メートル以下で2枚に分けて表示することができる。 | |
| | | 規 格 | 上下幅1.5メートル以下 | |
| | | 下 端 の 高 さ | 1.2メートル以上、2メートル以下 | |
| | (共通) | 表 示 方 法 | 表示内容の一部に公共的内容を表示すること。 | |
| | | 許可する地域 | 第3種許可地域のみ | |
| | | 設置場所 | 交差点から10メートル以上離れていること。 | |
| | | 材 料 | 木製、金属製その他これらに類するものに限る。 | |
| | | 色 彩 | 1 地色は、彩度が5以上の色及び暗色を使用していないこと。 2 文字その他の図柄に、けばけばしい色(赤、黄赤、黄、紫及び赤紫の色に限る。)を使用する場合は、表示面積の20分の1を超えて使用していないこと。 3 けばけばしい色を使用する場合は、表示面積の2分の1を超えて使用しておらず、かつ、2色以上の補色とならないこと。 4 使用する色が5色(無彩色を含む。)以下であること。ただし、町名等の公共的内容を表示するために使用する色を除く。 5 信号機、道路標識等の視認性を妨げないもので、かつ、景観に十分配慮したものであること。 | |
| | 表 示 方 法 | 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | | |
| 停留所標識 利用広告物 | 個 数 | 1個 | | |
| | 規 格 | 縦0.45メートル以下、横0.45メートル以下 | | |

| | | | | |
|--------------------------------------|----------------|--|--|-----|
| 標 識 利 用 広 告 物 | 停留所標識 利用広告物 | <p>1 地色は、彩度が5以上の色及び暗色を使用していないこと。</p> <p>2 文字その他の図柄に、けばけばしい色（赤、黄赤、黄、紫及び赤紫の色に限る。）を使用する場合は、表示面積の20分の1を超えて使用していないこと。</p> <p>3 けばけばしい色を使用する場合は、表示面積の2分の1を超えて使用しておらず、かつ、2色以上の補色とならないこと。</p> <p>4 使用する色が5色（無彩色を含む。）以下であること。</p> <p>5 停留所標識等の視認性を妨げないもので、かつ、景観に十分配慮したものであること。</p> | | |
| | 消火栓標識 利用広告物 | 許可する地域 | 第3種許可地域のみ | |
| | | 種類及び個数 | 袖付け1個 | |
| | | 規 格 | 縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下 | |
| | | 下 端 の 高 さ | 歩道上又は道路上以外の場所にあつては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上又は車道にあつては4.5メートル以上 | |
| | 色 彩 | <p>1 地色は、彩度が5以上の色及び暗色を使用していないこと。</p> <p>2 文字その他の図柄に、けばけばしい色（赤、黄赤、黄、紫及び赤紫の色に限る。）を使用する場合は、表示面積の20分の1を超えて使用していないこと。</p> <p>3 けばけばしい色を使用する場合は、表示面積の2分の1を超えて使用しておらず、かつ、2色以上の補色とならないこと。</p> <p>4 使用する色が5色（無彩色を含む。）以下であること。</p> <p>5 信号機、道路標識等の視認性を妨げないもので、かつ、景観に十分配慮したものであること。</p> | | |
| (共 通) | 表 示 方 法 | 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 | | |
| 車体広告物（路線バス 又は路面電車の車体 を利用する広告物） | 1車体の表示合計面積 | 3.6平方メートル以下 | | |
| | 個 数 | 前後各1個、側面各2個以下 | | |
| | 規 格 | 縦0.6メートル以下、横3.0メートル以下 | | |
| | 表 示 方 法 | <p>1 窓の下端より上に表示しないこと。</p> <p>2 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</p> | | |
| 横 断 幕 | 許可する地域 | 禁 止 | 禁 止 | 全 域 |
| | 下 端 の 高 さ | 地上から4.5メートル以上 | | |
| | 設 置 場 所 | 幅員9メートル以下の道路 | | |
| | 表 示 内 容 | 公共的な目的のものに限る。 | | |
| | 許 可 期 間 | 2週間以内 | | |
| ア ー チ | 許可する地域 | 禁 止 | 禁 止 | 全 域 |
| | 下 端 の 高 さ | 地上から4.5メートル以上 | | |
| | 設 置 場 所 | 幅員9メートル以下の道路 | | |
| | 表 示 内 容 | 町名、商店街名その他これらに類するものに限る。 | | |
| ア ド バ ル ー ン | 許可する地域 | 禁 止 | 禁 止 | 全 域 |
| | 規 格 等 | <p>1 気球は、岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の規格及び基準に適合し、直径3メートル以下、高度45メートル以下のものであること。</p> <p>2 広告物は、縦15メートル以下の鋼網に布片で表示し、主網に十分連結すること。</p> | | |
| | 許 可 期 間 | 1月以内 | | |

別表第3（第13条関係）

総表示面積の規制基準

| 区 域 | 条 例 第 14 条 の 基 準 |
|------------|---|
| 禁止地域及び許可地域 | 建築物に表示し、又は設置する広告物等（建物利用広告物に限る。）の総表示面積は、当該建築物の総壁面面積（壁面のうち、地上から51メートルまでの高さの壁面の面積の合計をいう。）の2分の1以下であること。 |